

自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する
告示（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号）

最終改正：平成27年3月31日

施行：平成27年4月1日

- 1 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者は、その使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたときその他当該事故の社会的影響が大きいと認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、その事故の概要を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に速報するよう努めなければならない。
- 2 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の規定による速報を受けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）第4条第1項の指定都道府県等をいう。）の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、当該指定都道府県等の長に速報するよう努めるものとする。

附 則（平成27年3月31日国土交通省告示第468号）

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。